

質問回答書

令和4年1月20日

プロポーザル参加希望者各位

矢吹町

質問のありましたことについて、次のとおり回答します。

案件名：矢吹町放課後児童クラブ運営業務委託

番号	質問内容	回答
1	矢吹小学校放課後児童クラブAの平日および土曜日の平均利用児童数と、その他支援単位毎の平日利用児童数をご教示ください。	令和3年度については、別紙1のとおりです。
2	現在の各支援の雇用人数（有資格者、無資格者の人数）をご教示ください。	令和4年1月1日現在、別紙2のとおりです。
3	現在勤務している職員の時給または月給、賞与の有無、有の場合はその額をご教示ください。	現受託者に関する情報であり、把握しておりません。
4	現在、特別な配慮が必要な児童への加配はございますでしょうか。加配している場合は該当支援と加配人数をご教示ください。また受託後に加配が必要となった場合は業務委託料の中で対応となるのか別途協議となるのか、ご教示ください。	加配はしておりません。受託後に加配が必要となった場合は、業務委託料の中で対応となります。
5	学童保育システムの内容をご教示ください。	株式会社コドモンが提供する学童保育システムを導入しており、児童の入退室管理、保護者へのアプリ通知等の機能があり、令和4年度以降も同システムを継続します。

6	業務提案書は、横書き・11ポイント以上であれば、任意様式でもよろしいでしょうか。また枚数制限の有無、両面印刷または片面印刷の指定はございますでしょうか。	業務提案書は、指定の様式（様式第6号）での提出をお願いします。また、枚数の制限、両面・片面印刷の指定はありません。
7	保険の加入について、補償内容の条件等について定めはございますでしょうか。	問19の回答に同じ。
8	業務提案書の枠外に、「※作成した事業者名を徳的できる内容の記載はしない」とありますが、業務提案書のみ事業者名を伏せるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	選定結果後の情報開示請求等により、提出書類を開示される可能性はございますか。また、その可能性がある場合に作成者による公表範囲の指定は可能でしょうか。	可能性はあります。なお、請求があった場合には、承諾等について、その都度協議をさせていただきます。
10	活動費500円/月、おやつ代2,500円/月、傷害保険800円/年は、育成料とは別に実費を利用者から受託者が徴収するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。受託者が徴収し、おやつ納入業者や保険会社等の各業者へお支払いください。
11	三神小学校放課後児童クラブは、三神公民館が実施場所となっていますが、学校から公民館までの児童の移動はどのような手段で行っていますでしょうか。徒歩移動の場合、職員の引率が必要となりますでしょうか。ご教示ください。	三神公民館は、三神小学校に隣接しており、学校から公民館までは徒歩で移動し、職員の引率は必要ありません。
12	兄弟によるお迎えや習い事などによる児童の一人帰りはございますでしょうか。	保護者より連絡帳等を通じて事前に連絡があり、対応しています。
13	矢吹町放課後児童クラブ運営業務委託プロポーザル実施要領P3 7. (2) 提出書類② 業務提案書（様式第6号） 枚数の指定、フォントのサイズ、字体等の指定はないと解釈して宜しいでしょうか。	枚数及び字体の指定はありません。文字サイズは11ポイント以上と指定しています。なお、業務提案書（様式第6号）の枠外記載部分を参照ください。

14	矢吹町放課後児童クラブ運営業務委託仕様書 P1 2. 事業の実施場所 次年度の利用予定人数を学年毎にお示し下さい。 また、配慮児童の人数をお示し下さい。	令和4年1月14日現在、令和4年度の利用予定人数は別紙3のとおりです。 なお、入所決定は令和4年2月上旬を予定しております。
15	矢吹町放課後児童クラブ運営業務委託仕様書 P1 5. 開所日及び開所時間 矢吹町小学校放課後児童クラブAの土曜開所の利用は、当クラブに登録されている児童のみとの解釈でよろしいでしょうか。 また、今年度の土曜日利用人数をお示しください。	矢吹小学校放課後児童クラブAの土曜開所利用については、全支援単位の登録児童を対象に1箇所を集約し開所しております。なお、土曜日利用にあつては、利用要件を設け、土曜日利用月の前月までに利用者を決定しています。今年度の土曜日利用人数は別紙4のとおりです。
16	矢吹町放課後児童クラブ運営業務委託仕様書 P3 9. (1) 職員の配置 主任支援員を各小学校区の放課後児童クラブに1名配置すること。 とありますが、1日の勤務時間や週の勤務日数などの条件をお示しください。	他の支援員等と同一条件とします。
17	矢吹町放課後児童クラブ運営業務委託仕様書 P3 9. (2) ③支援員等の配置基準 特別な支援を必要とする児童に対応する必要がある場合には、支援員等を加配するなど受け入れ体制を整えること。 とありますが、(別表3)リスク分担区分では支援員の加配は受託者の区分となっております。加配に対する費用は受託者負担と判断してよろしいでしょうか。 また、現在特別な支援を必要とする児童に対しての加配実績がありましたらお示しください。	お見込みのとおりです。なお、加配はしておりません。
18	矢吹町放課後児童クラブ運営業務委託仕様書 P4 16. (1) 保険等の加入 受託者は普通傷害保険に加入すること。 とありますが、加入保険料は保護者さまより徴収してもよろしいでしょうか。受託者の負担となりますでしょうか。	入所児童を対象とする傷害保険の加入保険料は実費相当額を保護者から徴収しています。職員を対象とする賠償責任保険等は受託者の負担となります。
19	矢吹町放課後児童クラブ運営業務委託仕様書 P4 16. (1) 保険等の加入 普通傷害保険・賠償責任保険すること。 とありますが、補償内容等に指定があればお示しください。	入所児童を対象とする傷害保険は、公益財団法人スポーツ安全協会スポーツ安全保険A1型(年間掛金800円/人)とします。また、受託者を対象とする賠償責任保険に指定はありません。
20	矢吹町放課後児童クラブ運営業務委託仕様書 P6 (別表1) 業務分担区分 活動用品、消耗品、おやつ購入等 活動費の徴収 とありますが、直近3年分の実績をお示しください。 また、活動費に傷害保険料は含まれますでしょうか。	過去3年分の実績としては、児童1人につき、1か月あたり活動費として500円、おやつ代として2,500円を、傷害保険料として年800円を徴収しております。活動費に傷害保険料は含まれておりません。

2 1	<p>矢吹町放課後児童クラブ運営業務委託仕様書 P8 (別表2) 費用分担区分 通信運搬費等 電話料、インターネット通信料(施設固定分)については町の負担と記載されておりますが、このインターネット通信に関しまして、運営事業者が独自に持ち込んだPC や機器などを繋ぐ事は可能でしょうか。また、WI-FI 環境は構築しておりますか。</p>	<p>セキュリティ対策及び矢吹町セキュリティポリシーを遵守する内容の契約を行います。使用する作業内容等は協議します。また、今年度中に全クラブにホームルーター又はアクセスポイントを設置し、Wi-Fi 環境を構築する予定です。</p>
2 2	<p>矢吹町放課後児童クラブ運営業務委託仕様書 P8 (別表2) 費用分担区分 児童クラブ内で発生するごみの処分料は、受託者負担となりますでしょうか。</p>	<p>児童クラブ内で日常発生するごみや受託者が用意した備品等は、受託者が町指定のごみ袋を購入し、指定のごみ集積所に搬入して処分してください。</p>
2 3	<p>現在、処遇改善臨時特例事業の手続きが進んでいると思いますが、当該事業を活用した処遇改善については予算に入れた方が良いでしょうか。</p>	<p>予算には含めないでください。</p>